

# 陳 述 書

平成29年11月1日

裁判所 御中

## 1、(はじめに)

私は、豊橋市議会議員として市民の負託を受けた地位にあり、現在3期目の任期にあります。私は一人会派（紘基会）で政治活動をしており、いわゆる無所属と同様の政治家と考えていただいても結構です。私は校区推薦も受けず、後援会などの組織も立てておりません。それでも、直近の選挙では36人の当選者のうち14位で、私が直接顔を知らない多くの市民からの支持を受けていると自負しております。

## 2 (本件の経緯)

本件で問題となっているのは、平成27年6月議会の一般質問で私が質問した事項、およびそれに対する市側の回答を議会だよりに掲載するように求めたところ、市側が何等正当な理由を明らかにすることなく掲載を拒否し、加えて、私が不掲載に伴い、不掲載理由を掲載するように求めたにもかかわらず、その不掲載理由さえも掲載しなかったことにあります。

私は、市側が求める形で掲載を申し出ており、なんら違法なことはしておりません。ところが、当初市側は変更するようにと一方的に通告してきました。しかし、市側の通告に従うと私が行った質疑の意図が十分に伝わらないと考えたので、私はその通告を拒否しました。

そうすると、市側は、私の求めた質疑の内容の掲載を拒否したのです。私が求めた質疑の内容は、実際に市議会の一般質問でなされた内容と同じであり、私以外の質問者は一般質問と同じ内容の掲載がなされており、私のように掲載を拒否されたものはいません。